

共汗で
進める

新たな 区政創生

～京都市における区政の在り方について～

(案)

区民が主役のまちづくりの総合的な
推進・調整役としての区役所

おもてなしの心あふれる区役所



市政をリードする区役所



京都市
CITY OF KYOTO



ICT（情報通信技術）等を
活用したスマートな区役所

【目次】

1 策定に向けて	
（1）成果を確認し新たな前進へ	1
（2）環境の変化	2
（3）市民参加・職員参加の取組	5
2 目標とする4つの区役所像	7
3 目標とする区役所像の実現に向けた主な取組	
（1）区民が主役のまちづくりの総合的な推進・調整役としての区役所	10
（2）市政をリードする区役所	15
（3）おもてなしの心あふれる区役所	20
（4）ICT（情報通信技術）等を活用したスマートな区役所	23
＜参考資料＞	
1 近年の区政改革の取組	25
2 指定都市制度をめぐる動き	34
3 市民意見募集リーフレット「区役所・区政をもっと良くするために」による御意見・御提案＜まとめ＞	35
4 策定に当たっての体制及び経過	36
5 京都市区行政の総合的な推進に関する規則	38
6 本市における「区政の在り方」検討と区役所機能の変遷	41

1 策定に向けて

(1) 成果を確認し新たな前進へ

本市では、これまでから節目節目で、区民の声を市政に反映させるための仕組みの構築や市民目線に立ったサービスの向上、業務の効率化など、区政の在り方を検討し、たゆむことなく様々な区政改革に取り組んできました。

人口減少や少子高齢化の進行、ICT（情報通信技術）の発達など、新たな環境の変化が生じていることに加えて、平成26年5月、区の役割拡充、住民自治の強化を趣旨とする地方自治法の改正が行われ、区役所が分掌する事務については条例で定めることとされ、条例化に当たっては、どのような区の在り方がふさわしいか十分に検討することが必要とされています。

これらのことから、今回、これまでの区政改革の取組成果を踏まえながら、今後、一層、区政・区役所が飛躍するための役割・方向性を示すため「共汗で進める 新たな区政創生～京都市における区政の在り方について～」を策定するものです。

(2) 環境の変化

①人口減少や少子高齢化の進行

本市においては、平成27年9月に、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略（以下「総合戦略」といいます。）を策定し、「人口減少社会への挑戦，東京一極集中の是正」という課題に，市民等と行政が一丸となった取組を進めています。総合戦略における人口推移では，仮に今のままの出生率（1.26）で推移した場合，2060年には，総人口が111万人，高齢化率が40.4%になると算出されています。

人口減少や少子高齢化の進行に伴い，ひとり暮らしや認知症の高齢者の増加が見込まれ，地域での見守り・支え合いの体制をより一層充実することや，災害発生時における避難支援の体制づくり，更には空き家の増加にも適切に対応していくことが必要です。

また，子育ての孤立化を防ぎ，通学路での登下校の見守りや学校教育に対する地域への支援（キャリア教育，クラブ活動など）の充実など，地域で安心して子育てができる環境を整えていくことも必要です。

総合戦略に掲げる，地域ぐるみの子育て支援，地域の魅力・個性を生かした移住・定住の支援や安心安全の取組など，地域に根差した課題に対して，地元精通した区役所・支所がいち早く対応し，区民とともに地域ぐるみの活動を共汗で進めることと併せて，本庁所管局等と連携を図りながら，全市的な取組へとリードしていく区役所・支所の役割が更に重要になっています。

<人口減少の急激な進行により想定される影響（例）>

	影響（例）
地域生活等	・ 日常の買い物をする店舗等が撤退，減少。公共交通機関の路線等が縮小 ・ 地域活動の担い手不足が加速し，自治会・町内会運営，地域の祭礼や伝統行事の継承等が困難になる。 ・ 地域の防災力，防犯力が低下
産業・労働等	・ 企業の撤退等に伴い雇用が減少 ・ 農林業者の減少により農作物の生産量が減少。森林が荒廃 ・ 伝統産業や伝統文化の担い手不足が加速し，継承が困難になる。
医療・福祉	・ 年金，介護など社会保障制度の維持が困難になる。 ・ 医療，福祉人材の不足，医療機関が減少
教育	・ 児童・生徒・学生数の減少が進み，学校の存続が困難になる。

(※)「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略より抜粋

②コミュニティや地域活動の変化

本市では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づく地域コミュニティが形成され、京都の発展に大きく寄与してきました。明治2（1869）年5月には、全国初の学区制小学校が京都で創設され、「番組小学校」64校が開校されました。番組小学校は、学校の機能だけでなく、徴税、戸籍、消防、警察などの機能も設置されたほか、自治会・町内会の拠点にもなっていました。

この番組小学校の建設、運営費には、子どものあるなしに関わらず、地域の方々が負担した「^{かまど}竈金」が充てられ、地域ぐるみで子ども達を育てるという竈金の精神が培われてきました。これが京都の地域力の源となっています。

しかしながら近年、全国的に居住形態や生活様式の変化に伴い、地域住民相互のつながりが希薄となってきており、子育てや高齢者の見守り、災害時の対応など地域コミュニティの活力の低下が危惧されています。平成23年に起きた東日本大震災によって、地域コミュニティの重要性が再認識される中、本市では、平成24年4月に地域コミュニティ活性化推進条例を制定しました。「自分たちのまちは自分たちでつくっていく。」という住民自治の伝統のもとに、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現に向けた取組を進めています。自治会・町内会の推計加入率は、約70%と横ばいで推移しています。

また、現在、本市が所管するNPOは約820法人にのぼっていますが、複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、市民の自発的な参加や支援により、福祉、環境、文化、まちづくりなど、様々な分野で機動的かつ柔軟に活動するNPOの果たす役割は、ますます重要になっています。

このような地域コミュニティや市民活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、各区が抱える様々な課題の解決に向けて、区役所・支所が区内外の様々な主体との連携・協力を促進していくことが重要となっています。

コラム

京都市より古い歴史を持つ上京区・下京区！

- 京都は、古くは町衆の登場に始まり、また、明治2年に番組小学校が設立されて以降、学区単位の地域コミュニティが全国に先駆けて成立し、今も脈々と引き継がれ、更に、それが市内周辺部においても定着している全国にも例のない、素晴らしい「住民自治」の歴史を持っています。
- 同時に、郡区町村編成法によって、明治12年に上京区と下京区の両区が設置され、その後、明治22年に京都市が誕生したという、我が国でも数少ない歴史を持っています。

③区役所・支所に求められる役割がより多様化、高度化

本市では、「地域のまちづくり（*）の主役は区民であり、区民が考え、それぞれの知恵や力、個性を生かして素晴らしいまちを作っていくことが重要である。」という考えの下、地域づくりの拠点としての区役所機能・権限の拡充、強化に取り組み、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進してきましたが、近年、地域コミュニティの活性化や安心安全の取組をはじめ、福祉・保健・子育て・防災、地域に根差した観光や商店街等の産業振興、更には空き家やいわゆるごみ屋敷対策など、区役所・支所に求められる役割はますます多様化、高度化してきています。

また、人口減少や少子高齢化の進行は、税収の減少が見込まれる一方で、福祉・保健に係る行政ニーズの高まりに伴う財源確保が必要となるなど、本市の行財政運営は、今後、厳しいものになることが見込まれます。

このような厳しい状況下において、市民サービスの低下を生じさせることなく、より一層の業務の効率化を図ることにより生み出した人的資源や財源を活用し、これまでの行政の枠組だけでは解決できない多様なニーズなどに対して、積極果敢に取り組んでいくことが求められています。

（*）まちづくり

市民一人一人が力を合わせて、社会や地域の課題を解決し、暮らしやすいまちを実現していくための活動をいいます。

④ICT（情報通信技術）の発達

ICTは著しい発達を遂げており、スマートフォンやタブレット端末が普及するとともに、Wi-Fi等の通信環境の整備が進んでいます。本市においても、国内外の観光客に、快適に観光情報等を入手いただく環境を整備するため、バス停や地下鉄駅、コンビニ、公共施設等において、誰もが無料でインターネットが利用できる公衆無線LANスポット「KYOTO_Wi-Fi」を650箇所以上に設置しています。

また、SNSなどの発達により、誰もが様々な情報を発信することができ、行政においても、SNSや動画による情報発信等を積極的に活用してきています。

更に、コンビニを活用した税金・手数料の収納や、各種証明書の発行などの取組もみられるようになってきており、マイナンバー制度の導入を契機として、市民サービスの向上と行政サービスの効率化等はより一層進むことが見込まれます。

ICTを適切に活用することにより、区民や来訪者に対する情報提供の充実や更なるサービス向上を可能とする基盤は整ってきています。本市においても、マイナンバー制度の導入や戸籍のコンピュータ化が完了（平成28年度予定）する中、ICTを活用した、更なるサービス向上と業務の効率化を進める必要があります。

(3) 市民参加・職員参加の取組

検討の早い段階から、市民意見募集リーフレット等を活用し、市政協力委員の代表者の方々をはじめ、広く市民の皆様から「区政の在り方」についての御意見・御提案を頂くとともに、全庁挙げて検討を行うため、区行政総合推進会議の下に設置した区政の在り方庁内検討委員会や区政の在り方検討部会における議論(詳細はP 3 6「参考資料4」を参照)、また、区の若手を中心とする職員によるワークショップを開催しました。

市民意見募集リーフレット「区役所・区政をもっと良くするために」

検討の早い段階から、市民の意見をお聴きし共有するため、本市で検討している「新たな区役所像」の案を盛り込んだ「市民意見募集リーフレット」を作成し、各局や区役所・支所において区民まちづくり会議やまちづくりカフェ等の機会を通じて、平成27年7月15日から10月31日までの間に、延べ375名の市民から御意見と御提案を頂きました。「以前に比べて対応がよくなった。」「満足」等々のおほめの言葉をたくさん頂戴する一方で、「対応が不十分」「案内表示がわかりにくい。」等々の御意見等を頂きました。(詳細はP 3 5「参考資料3」を参照)。

<御意見等の例>

▶これからの区役所像

- 気軽に立ち寄れる区民の居場所
- 笑顔で対応
- いつでも利用できる
- まずは挑戦する
- ワンストップで手続きできる
- など

▶区民意見の反映方法

地域に出向き声を聴く、アンケート、目安箱、ネット活用

など

▶区役所に不足する機能・強化すべき機能

イベント情報の集約、20代独身者向けイベント、民間人登用

など

▶サービスの向上

窓口案内の改善、待ち時間短縮、駅からの誘導表示の改善

など



京都市市政協力委員連絡協議会 代表者会議～ワークショップ「これからの区役所の在り方」～

市政協力委員は、市民と行政のつなぎ手として、市民しんぶん等の配布や京都市広報板へのポスター掲示のほか、住民要望の取次など、市政の広報・広聴業務を担っていただいています。平成27年8月6日に、各區市政協力委員の代表者32名に出席いただき開催した「京都市市政協力委員連絡協議会 代表者会議」において、全ての区長・担当区長も参加して、「これからの区役所の在り方」をテーマにワークショップ形式で活発な意見交換を行い、市政協力委員ならではの地域の実情を踏まえた様々な御意見等をお聞かせいただきました。

<御意見等の例>

- ・各部署に関係する地域団体の縦割り状態を改善する必要がある。
- ・府や国と区民をつなぐコーディネーターのような機能を持ってほしい。
- ・地域の特性を活かした施策に取り組んでほしい。
- ・まちづくりへの助成制度を長期間に延ばしてほしい。



京都市若手職員が考える5年後の区役所像 ～区役所・区政をもっと良くするために～

区役所・支所等が設置している「市民対応向上を目指す職員グループ」等の若手職員、延べ31名が集まり、区役所・区政をもっと良くするためにどういったことができるのかを話し合いました。第一回目は各區・支所等で実施しているサービス向上に関する取組を共有し、これからの区役所をどうしていきたいかのイメージづくりを行い、第二回目では具体的取組・アイデアを話し合いました。

<若手職員が目指す区役所像>

- ・おもてなしがある区役所
- ・わかりやすい区役所
- ・居心地の良い区役所
- ・活動、交流の拠点となる区役所

<目指す区役所像の実現に向けた主な取組・アイデア>

- ・職員間の情報共有のためのフローチャートやQ&Aの作成
- ・コンシェルジュの配置（区民ボランティアの参画）
- ・あいさつと笑顔の実践
- ・外国語（多言語）表記の案内板を設置
- ・トイレから環境変革、快適な空間の創造
- ・マップの作成や休憩スポットの役割となることで活動の拠点となる。

区民の皆様に
満足していただける
よう頑張ります！！



※ 上記以外にもたくさんのアイデアが話し合われました。各區プロジェクトチーム及び各區・局等が連携して取組の実施に向けて具体的に検討します。

2 目標とする4つの区役所像

近年の区政改革における現在の到達点を検証すると、当初の想定以上に取組が進んだものが数多く見られます（詳細はP25「参考資料1」を参照）。また、区政を取り巻く環境の変化は著しく、今後も、急速に変化していくことが見込まれます。

区政の更なる発展のためには、①これまでの区政改革の取組の成果を活かしながら歩みを止めることなく次につなげていくこと、②環境の変化に的確に対応することが必要と考えます。

このため、「目標とする4つの区役所像」を以下に掲げ、区役所の役割、その方向性を明確にするとともに、それに基づく主な取組を推進し、区政の更なる発展につなげます。

区役所像1

区民が主役のまちづくりの総合的な推進・調整役としての区役所

～区民が主役のまちづくりを推進するとともに、総合調整を行う～

- 地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現するための中核を担う地域自治組織を支援するなど、区民主体のまちづくりを推進するとともに、年々、多様化、高度化する地域に根差した課題にスピード感を持った的確に対応するため、区役所が総合調整機能を発揮し、コミュニティを支える各主体の連携強化に向け取り組み、区民から頼りにされる区役所を目指す。

区役所像2

市政をリードする区役所

～市の方針と調和しつつ、地域課題の解決に向け、各区役所が切磋琢磨することにより、京都市としての一体的な成長を図る～

- それぞれの区役所が地域課題の解決に取り組むに当たり、地元寄り添って話し合い、限られた予算や権限の中で、知恵を絞り、熱意を持って、本庁や関係機関、ひいては府や国をも動かす。現場に一番近い各区が、それぞれの地域の歴史力、文化力、地域力、人間力を引き出して、個性あふれる施策をつくり上げ、全市に展開する。
- 具体的には、来庁された区民にサービスを提供することのみならず、地域コミュニティの活性化や安心安全の取組をはじめ、福祉・保健・子育て・防災、地域に根差した観光や商店街等の産業振興、更には空き家やいわゆるごみ屋敷対策など、これまでの行政の枠組だけでは解決できない多様なニーズに積極果敢に取り組む。

区役所像 3

おもてなしの心あふれる区役所

～常に市民サービスの向上を志向し、区民が気軽に立ち寄れる、居心地のよい区役所づくりに努める～

- 区役所が、区民が気軽に立ち寄り、何でも相談していただける開かれた場所であり、また、活動や交流の拠点としても十分に活用いただけるよう、職員一人一人が常におもてなしの心を持ち、区民に喜んでもらえることを自らの喜びとして、区民に寄り添い、区民の立場にたったサービス向上策にたゆむことなく取り組む。

区役所像 4

I C T（情報通信技術）等を活用したスマートな区役所

～発達する I C T の活用や行財政運営の改革などにより、より一層区民の生活に密接に関わる行政事務を適切かつ効率的に執行するとともに、地域情報を積極的に受発信する～

- 個人情報の適正な管理の下に I C T の活用等による市民サービス向上策に間断なく取り組むとともに、区役所業務の執行方法の改善などによって、より一層効率化を図ることで人的資源や財源を生み出し、その資源を、これからの区役所業務の中核を担うまちづくり等に更にシフトさせる。
- 更には、I C T 等を活用し、区ならではの地域情報や魅力を積極的に収集し、発信する。

トピック①：いわゆる「大区役所制」について

大区役所制には様々な定義がありますが、昭和48年から昭和54年に編纂した「京都市区政論」では、①機能が多面的で「総合的」「統合的」な機関であること、②区長（裁量）権限が強いことの二つの側面があるとされており、本市でも、福祉事務所及び保健所を区に移管した平成9年度及び平成10年度を機に、いわゆる大区役所制の導入を表明し、併せて総合庁舎整備の推進に取り組む中で、結果として、大区役所制について、きちんと定義付けすることなくあいまいに、両者を不可分一体的に使用してきたきらいがあります。

一方、例えば、近年特にクローズアップされている防災や空き家、いわゆるごみ屋敷対策などを含め課題が多様化する現在においては、区役所・支所内の各部署間の連携にとどまらず、身近な各種行政機関と課題を共有し、相互連携を一層強固にして課題解決に取り組む必要があります。

加えて、システム化の進展や本市の厳しい財政状況など様々な環境の変化を勘案すると、今後、更に区役所の組織を拡大することは現実的ではなく、今までの大区役所制が目指していた区民生活全般にわたる総合性を、他にとり得る最善の方法で実質的に実現させることが重要と考えます。

このように、現在及び今後の情勢等を踏まえた結果、今後、いわゆる「大区役所制」という用語は使用せず、真の意味での「区行政の総合的な推進」に向けて、その時代時代での社会経済状況の変化に対して、区民の利便性と行財政の効率化の両方から検討し、スピード感を持って対応していくこととします。

トピック②：「行政区の適正規模・区域の再編」に係る考え方

「京都市における行政区制度のあり方について＜平成16年3月京都市行政区制度検討調査会報告＞」では、行政区について、全市一律的な業務の効率的実施のための単なる区画として捉えてきた時代を経て、都市内における地域行政の単位としての役割を果たしているとしています。その上で、規模に基づく行政区の再編は、①地域コミュニティ活動や自主的活動団体等は行政区ごとに連絡組織を設置するなどの体制となっており、これらの活動に少なからず影響を及ぼすこと、②住所表記の変更を伴うなど民間事業者や一般家庭への経費負担を強いること、③戸籍や住民基本台帳等データ修正等の経費も税金での負担となることなどを理由に、「こうした状況において、行政区の捉え方の変化に加え、再編による市民生活への影響を考えると、規模に一律的な基準を設けて再編することを優先すべきでないと考えており、現行の枠組の下に行政区間の規模の違いから生じる懸念や課題を軽減、解消する方策を講じることを優先すべき」と結論付けています。

今般の「区政の在り方」の検討においても、以上の考え方に基づいて、行政区の適正規模及び区域の再編については検討対象としていません。

3 目標とする区役所像の実現に向けた主な取組

目標とする4つの区役所像を実現していくため、以下に掲げる主な取組を推進します。

取組期間は、京都市基本計画「はばたけ未来へ！ 京プラン」後期実施計画の計画期間に併せ、平成32年度までの概ね6年間とし、その間においても、新たな取組を加えるなど進化させていくとともに、取組の計画的な推進を図ります。

(1) 区民が主役のまちづくりの総合的な推進・調整役としての区役所 (区役所像1)

区民が主役のまちづくり活動の活性化支援

①「地域コミュニティ活性化推進計画」の改定・推進

平成24年4月に地域コミュニティ活性化推進条例を施行して以来、地域力を高めるための様々な取組を展開し、自治会・町内会においても地域活動支援制度などを活用した加入促進が行われていますが、自治会・町内会の加入率は横ばいで推移しているといった現状を踏まえ、平成27年度に地域コミュニティ活性化推進計画を改定し、地域を支援する取組を強化します。

具体的には、学校・PTAや住宅関連事業者をはじめとする企業、NPO等と地域自治組織との連携の強化や、地域自治組織の活性化に向けた新たな仕組みづくりなどにより、地域力の強化、将来の地域の担い手確保を促進し、地域コミュニティの活性化を更に推進します。



▲地域活動支援制度を活用した地域での防災訓練（上京区）



②地域の多様な主体のネットワーク化

各地域には、様々な団体や組織、行政機関等の多様な主体が存在し、それぞれに目的やテーマ等を持って取り組んでいます。そういった多様な主体をネットワークとしてつなぎ、それぞれの専門性を結集して取り組んでいくことで、これまで以上に地域の課題を解決していくことが可能になると考えられます。

このため、区役所・支所と地域や学校等とのパイプ役であるまちづくりアドバイザー、子ども育みサポーター（教育委員会首席社会教育主事）等の専門性を活かし、学校・PTA・学校運営協議会、自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員協議会などの地域福祉組織、地域あんしん支援員のネットワークを強め、地域の様々な課題を解決するための仕組みづくりを進めます。

③NPOや大学、民間事業者等と地域自治組織、区役所・支所との連携の促進

地域の課題が複雑化、多様化する中、より良い地域社会を形成するためには、地域においてNPOが自主的な活動を進めることや、NPOと地域自治組織が連携し、互いのノウハウを活かしながら、課題解決に取り組んでいくことが有効です。

このため、①情報共有、②活動支援、③連携の推進を柱として、NPOと地域自治組織、区役所・支所との連携強化に取り組めます。

情報共有	区内のNPOの活動情報を積極的に収集するとともに、まちづくりカフェ事業等においてNPOの意義や魅力を発信します。
活動支援	区役所・支所の会議室やコミュニティスペースの活用を積極的に周知し、NPOの「活動場所」として更なる提供を図ります。
連携の推進	区役所・支所、まちづくりアドバイザー、市民活動総合センター等が連携して、NPOと地域自治組織等が集う活動報告・交流を進める機会を創出します。

また、近年、複数の区において、区内の大学と地域のまちづくりや安心安全等に関する協定を結ぶなど、大学や民間事業者等が有する人的、知的及び物的資源を活用して、相互に連携・協力を行う取組を進めており、今後更に、連携の強化に取り組めます。

④学生をはじめとした若者の区政への参画の促進

本市は、人口の1割に相当する14万5千人の学生が学ぶ「大学のまち・学生のまち」であり、これまでから、例えば「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」において、「区民提案型支援事業」に学生等への支援枠を設けるとともに、「共汗型事業」では学生をはじめとした若者と連携した事業を展開しています。

今後更に、柔軟で活力に満ちた若い力を地域の課題解決や活性化に活かすとともに、地域社会との関わりの中で得られる学びの機会を創出するよう、学生等の区政への参画促進に取り組めます。

区民と区役所・支所との共汗によるまちづくりの促進

⑤区民まちづくり会議、区長懇談会等の充実

地域の課題について区民と行政が話し合う区民まちづくり会議や区長懇談会等について、区民要望に対して行政側が応答する方式に替えて、ワークショップ形式などの手法を取り入れている区が増えています。

区民との相互理解や地域課題解決のアイデアをより創出できるように開催手法を工夫するとともに、各区の個性に応じた地域自治や区政の在り方についても検討するなど、区民と行政の共汗のまちづくりを推進します。



▲西京まちづくり区民会議（西京区）
（少人数でのグループワークを導入）

⑥まちづくりカフェ事業の全区拡大と一層の活性化

まちづくりカフェ事業は、仲間づくりや自主活動グループの立ち上げに効果的であることから、近年多くの区で取り組まれています。

今後は、地域の特性を踏まえながら全区に拡大するとともに、交流・発表の場づくりや成功事例集の作成、更には、区の未来を語り合うフューチャーセンター化（*）など、一層の活性化に取り組みます。

（*）市民、NPO、企業、行政等多様な主体が集まり、未来志向で対話し、地域や組織の問題解決の方法を検討し、その実現をサポートしていく機能を有する施設や仕組み



▲MACHIKO（右京区）
（市民活動・未来創造拠点として機能。
写真は「まちづくりキャンパス@右京」）

⑦区民提案・共汗型まちづくり支援事業の推進

各区において、本市のあらゆる施策のベースとなる「地域力」「市民力」の強化を図るため、平成24年度に創設した「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」のうち、区民が自発的、自主的に企画する事業を支援する「区民提案型支援事業」について、申請件数・採択件数ともに年々増加し、活発な取組が展開され、事業効果の高い様々なまちづくりの取組が進んでいます。

区民のまちづくりへの参加の機運を維持、向上し、更なる「地域力」「市民力」強化のため、「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」の一層の活用に向けた取組を推進します。



▲認知症を通して築く、安心まちづくり活動（南区）
（南区認知症サポートネットワークによる区民提案型支援事業）

⑧地域別のビジョン・計画の策定・推進

地域課題によっては、行政区というエリアよりもきめ細かな地域単位でのまちづくりを進めていくことが有効な場合があります。課題がある地域において、地域のビジョンやまちづくりの在り方について、地域住民が主体的に議論し共有することは、各地域の特徴あるまちづくりにつながります。

これまでも、地域住民と区役所・支所，本庁関係部署等との共汗で地域別のビジョン・計画を策定し，計画の実現に向けての取組を進めてきた事例があります。

今後更に，これまでの取組事例を参考にしながら地域のまちづくりを進めるうえでの課題を解決するため，地域住民と区役所・支所が中心となって議論し，課題や方向性を共有したうえで，本庁関係部署等とも一層連携して，その課題に応じた地域別のビジョン・計画を策定し，スピード感を持って解決に取り組みます。

<地域と区役所・支所が中心となって策定した主な地域別のビジョン・計画>

	名 称
北区	<ul style="list-style-type: none"> ・北山三学区まちづくりビジョン ・原谷地域まちづくり計画 ・柘野学区まちづくりビジョン
左京区	<ul style="list-style-type: none"> ・京都大原里づくりプラン
東山区	<ul style="list-style-type: none"> ・学区ごとのまちづくりビジョン（有濟・粟田・弥栄・新道・六原・清水・貞教・修道・一橋・月輪・今熊野の全11学区）
山科区	<ul style="list-style-type: none"> ・小金塚地域の安心安全のまちづくり計画
右京区	<ul style="list-style-type: none"> ・水尾の元気策～地域活性化アクションプラン～ ・将来に向けて宕陰地域の活性化を～地域活性化アクションプラン～ ・京都 京北未来かがやきビジョン～人と自然，文化が輝く，京北版創造農村を目指します！～
西京区	<ul style="list-style-type: none"> ・洛西ニュータウンまちづくりビジョン ・大原野「地域ブランド」戦略
伏見区	<ul style="list-style-type: none"> ・伏見ルネッサンスプラン～横大路から発信するまちづくり～ ・久我・久我の杜・羽東師地域の総合的なまちづくりビジョン ・大岩街道周辺地域の良好な環境づくりに向けたまちづくりの方針

⑨「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の推進

本市では、これまでの各区における安心安全なまちづくりの取組に加え、市民生活の一層の安心安全の実現と、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催等を見据えた観光旅行者等の安心安全の向上を目指して、市民、京都市、京都府警察等の連携により、平成26年度から「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」を展開しています。

右京区と伏見区が本運動の先行実施行政区として、平成26年度に推進組織を立ち上げ、各区の特性、課題等を踏まえた運動プログラム（行動計画）を策定し、平成27年度から犯罪防止等の安心安全のまちづくりに向けた取組を展開しています。

今後、同様の取組を全ての行政区で展開し、京都ならではの「地域力」「人間力」を活かした市民ぐるみの運動として推進します。

みんなでつくる安心安全のまちづくり（伏見区）

伏見区では、「伏見に住みたい、住み続けたいと思える魅力あるまち」にするため、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画期間とする伏見区基本計画を定めています。この基本計画を踏まえながら、区民、事業者と警察、行政が連携し、「安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、観光できる、やさしさあふれるおもてなしのまち伏見」を実現するための具体的な取組計画として、「みんなでつくる安心安全のまち伏見」を策定し、取組を進めています。



⑩区民が区政に主体的に参画できる機会の創出

区民まちづくり会議の公募委員や区役所を身近に感じていただく取組である健康づくりサポーター、「区民みんながコンシェルジュ」（右京区役所で実施）など、区民が区政に主体的に関わっていただく機会を設けてきています。

今後、より一層区民が区政に主体的に参画できる場と機会の創出を推進します。



▲区民みんながコンシェルジュ(右京区)
(ボランティアの区民が自ら庁舎案内)

(2) 市政をリードする区役所

(区役所像2)

各区の特性に応じた区政を展開するための体制の強化

⑪ 地域課題の解決に向けた区長権限の強化

区役所・支所が、区独自のまちづくりを一層推進していくためには、地域課題の解決に向けた機動的な体制等を確保することが必要です。

このため、特に区役所・支所の独自性が発揮できる業務について、組織、職員定数及び予算要求に係る区長権限を強化する方向で検討します。

⑫ 区の企画体制の充実

市民しんぶん区版の編集業務や、「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」の企画管理などにとどまらず、区長が総合調整機能を十分に発揮し、区役所機能を更に強化するため、また、区民主体のまちづくりを一層戦略的に進めるために、企画体制の充実を図ります。

⑬ まちづくりと福祉・保健施策の更なる融合

高齢化の進展に伴い、今後、地域包括ケアシステムの構築や健康寿命の延伸等を見据えた取組が必要となります。また、子どもたちが健やかで心豊かに育まれるまちづくりなど、地域における福祉や保健の観点からのまちづくりへのニーズが高まっています。

今後、専門性を活かした取組を進めるため、地域力推進室に知識や経験のある保健師や福祉職等の専門職を配置すること等により、まちづくりと福祉・保健施策の更なる融合を図ります。

コラム

窓口業務中心から地域づくり拠点の区役所へ進化！

- 昭和時代の窓口業務を中心とした区役所から、平成10年前後には、福祉事務所や保健所を区役所組織に統合し、機能強化を図りました。
- 平成10年代以降は地域づくりの拠点としての区役所機能・権限の拡充、強化に取り組み、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進しています。
- 更に、平成20年代頃から地域コミュニティ活性化等を推進するための機能強化に取り組んでいます。

きめ細かな地域特性に応じた各区独自のまちづくりの推進

⑭ 北部山間地域のまちづくりの推進

北部山間地域は、防災、定住促進、観光・農林振興など共通した地域課題を有しています。本市では、平成27年8月に「京都 京北未来かがやきビジョン」を策定するとともに、同ビジョンの具体化や京北地域以外の北部山間地域への拡大を検討するため、平成27年9月に「北部山間振興本部」を設置しました。

今後は、北部山間地域のまちづくりを推進するため、北部山間地域の振興、移住・定住促進を担う体制の充実、強化を検討します。併せて、北部山間地域の振興に的確に対応できる体制づくりとして、同地域の出張所におけるまちづくり機能の強化についても検討します。



▲京都 京北未来かがやきビジョン

⑮ 近隣市町村と連携したまちづくりの推進

近隣市町村との連携に関しては、現在、「京都市・向日市相互交流宣言」に基づいて進めている隣接する南区・西京区・伏見区と向日市との取組や、避難所相互利用の協定を締結した山科区と大津市における住民協働での避難所運営訓練など、各地域で連携事業が生まれています。

今後も、住民交流や地域資源を活かしたまちづくり、災害時の避難所運営等、区域を越えた共通の課題について連携を強化し、単独で取り組む以上の相乗効果が生まれるよう更なる取組を進めます。



▲竹結びフェスタ(西京区洛西支所)

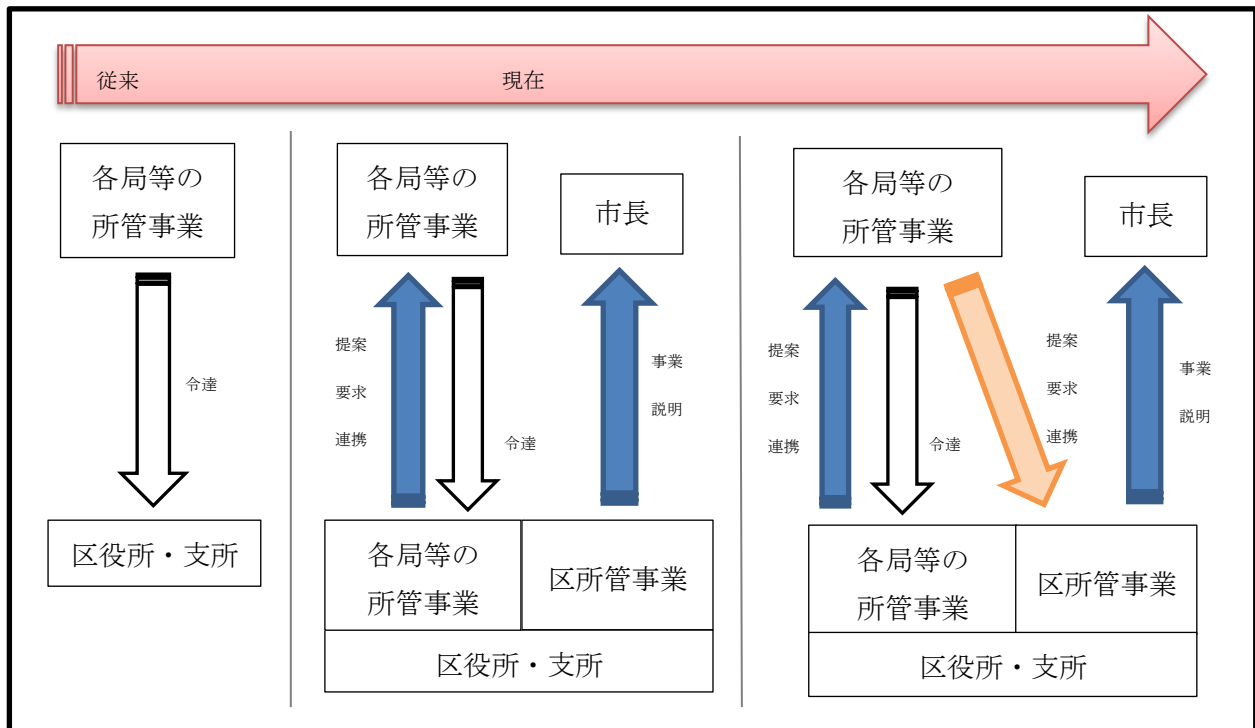
区役所、支所と各局との連携強化

⑯「双方向型政策提案予算システム」の構築

これまで、地域ニーズを予算編成等に反映させる仕組みとして、区役所・支所から各局に提案を行う「区政策提案予算システム」を活用してきましたが、各局から区役所・支所に対して提案を行う仕組みはありませんでした。

今後、区行政の総合的な推進を図る観点から、区局間の連携をより一層強め、区行政に関する情報を区長・担当区長に集約するとともに、各局等の行う事業についても、各区基本計画の推進を基調としつつ、市総体として一体となった施策が進められるよう、一方通行でなく、各局からも区役所・支所に政策提案をすることができる「双方向型政策提案予算システム」を構築します。

<双方向型政策提案予算システムのイメージ>



⑰区役所、支所と局事業所等との連携強化

区行政の総合的な推進を図るため、各区に「区行政推進会議」を設置し、区役所、支所と局事業所等が相互に連携し、情報共有や地域課題解決のための協議を行っていますが、今後、区役所、支所に求められる役割がより多様化、高度化していくことから、より一層の連携強化が求められます。

このため、区長のリーダーシップのもと「区行政推進会議」において参加機関における情報共有はもとより、長期的なまちづくりの課題や対応方策の検討、他区や他の指定都市における先進事例の研究など協議内容の充実を図り、区役所、支所と局事業所等との連携強化を図ります。併せて、区役所本所と支所、出張所との役割分担や更なる連携の在り方等についても検討します。

災害対応、選挙事務における全庁的な体制づくり

⑱ 災害発生時における区局を越えた体制等の整備

発災時については、迅速に区災害対策本部を設置し、情報収集や被災者支援などの対応をとることが必要になります。現在、地域防災計画において活動体制の3号以上が発令された場合は、あらかじめ指定している概ね半数程度の区役所・支所職員が当該区災害対策本部に参集することになっていますが、居所や交通事情等の理由から、実際に参集が完了するまでに時間を要するという課題があります。

このため、発災時の体制について、京北地域在住の職員を動員する右京区役所の「京北出張所災害時動員体制」を先行事例とし、区局を越えた応援体制等の整備を図ります。



▲地域での防災訓練（伏見区醍醐支所）

⑲ 雨水災害や土砂災害など地域特性に応じた連携体制の構築

近年、台風や集中豪雨により全国各地で水害、土砂災害が発生しており、本市においても、雨水災害や土砂災害に対する避難対策は防災上の緊喫の課題の一つになっています。

このため、各区の防災会議メンバーである、まち美化事務所、土木事務所、消防、上下水道局のほか、ライフラインに係る民間事業者や交通事業者、警察等との相互連携を強化し、区ごとに想定される災害特性を踏まえた取組を推進します。

なお、関係所属の連携による「雨に強いまちづくり」地区別検討会を引き続き開催し、区域を越えた情報共有や対策の検討等に取り組みます。

地区別検討会

市内を6地区「北部、西部、東部、南部、桂川右岸、伏見」に分け、関係する所属（産業観光局、建設局、区役所・支所、消防局、上下水道局）が連携し、浸水被害箇所の情報共有及び要因調査、対策の検討等を実施

⑳ 選挙の投開票事務への本庁等職員のフォローアップ体制の導入等

選挙の投開票事務は短期間で集中的に業務を遂行するため、選挙管理委員会事務局の専任職員のほか、多くの従事者が必要になります。

現在、選挙の投開票事務従事者の確保に当たっては、区役所・支所職員を対象とした募集制を採っていますが、投票所数に比べ職員数に余裕がない区役所があるなどの課題があります。民主主義の基盤である選挙をより公平かつ適正に行うため、選挙事務の中心は引き続き区役所が担いつつ、投開票事務については本庁職員のフォローアップ体制を導入するなど、選挙事務の継続的かつ安定的な執行体制の構築を目指します。

区の独自財源の拡充

②「だいすきっ！京都。寄付金（応援メニュー：地域振興）」の取組強化

平成25年度から「だいすきっ！京都。寄付金」の応援メニューとして「地域振興」を加え、応援する区を指定して寄付ができるようにしました。寄付による財源は、「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」をはじめ、区基本計画の推進に向けて、下表に示すとおり各区独自のまちづくりに活用しています。

今後、区独自の自主財源を拡大していくために、各区ホームページ等を積極的に活用し寄付をいただいた方に寄付金を有効活用したことをわかりやすく伝えることや、特選品を提供いただく区内企業等の拡大に向けての協力依頼の呼びかけなど、寄付金の獲得に向けての取組を充実します。



▲京都みつばちガーデン推進プロジェクト（中京区）
（寄付金を活用した取組事例）

	寄付金の活用方法
北区	北区制60周年記念事業
上京区	上京えんじえる パパママ・ちびっこ “ぎゅーっと”ひろば
左京区	京の伝統文化体験 in 大学のまち左京, 左京食文化プロジェクト「“ほんまもん”の食を楽しもう」
中京区	京都みつばちガーデン推進プロジェクト, 高瀬川まちづくりプロジェクトなど
東山区	防災・広報用車両購入（予定）
山科区	山科区制40周年記念事業（予定）
下京区	絵本から広がる笑顔の輪, 「区民が主役のまちづくり」サポート事業
南区	南区制60周年記念事業（「だいすきっ！南区。マンガ記念誌」の発行など）
右京区	自治会・町内会“ス・テ・キ”プロジェクト
西京区	西京区制40周年記念事業, 西京防災パワーアッププロジェクト
伏見区	区民交流機能の充実等, 区民主体のまちづくり活動への支援（予定）

(3) おもてなしの心あふれる区役所

(区役所像3)

市民サービスと職員力の向上

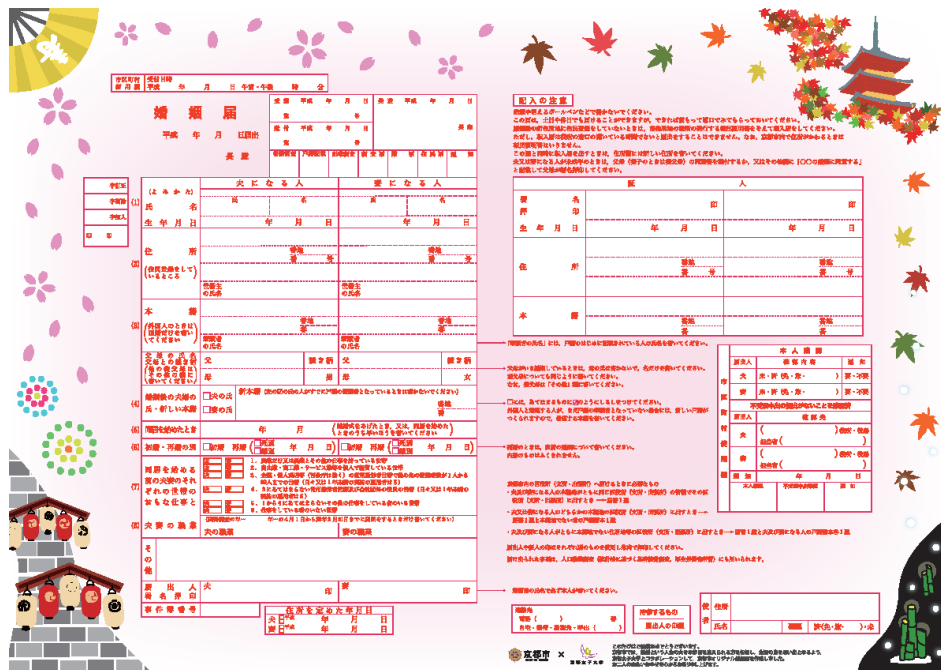
② 区民に喜ばれるサービスの創造

おもてなしの心あふれる区役所づくりを進めていくため、区民から頂いた御意見・御提案や他都市での先進的な取組事例を参考としながら、**区民の目線に立ち**、区民に喜ばれるサービスの創造に取り組みます。

取組事例Ⅰ：「京都市オリジナル婚姻届・出生届」の導入

結婚、出産という人生の大きな節目を迎えられる方を祝福し、生涯の良き思い出とともに、「京都市に住みたい!」、「京都市に住み続けたい!」と思っただけのため、京都市オリジナル婚姻届・出生届を導入しました。【平成27年11月】

デザインは、合計特殊出生率が全国的にも下位であり、高齢化率が市内で最も高い東山区に所在する京都女子大学家政学部生活造形学科の江口ゼミとコラボレーションして作成しました。学生の若く瑞々しい感性を生かしたデザインとなっています。



「京都で結婚、出産がしたい」
そんな方が1人でも増えることを
願ってデザインしました!

デザインしていただいた江口ゼミの学生さん



取組事例Ⅱ：留学生へのおもてなしの心を形にした「ウェルカムパッケージ」の実施

来日直後の留学生については、住居を定めてから、住民登録や国民健康保険への加入、金融機関の口座開設、携帯電話の契約等、様々な諸手続きを行うとともに、ゴミの出し方や交通機関の利用方法、自転車の乗り方など、日本で生活していくうえでのルールをできるだけ早く知っていただく必要があります。

そこで、平成27年10月1日から18日に、京都大学の協力を得て、外国人留学生支援の新しい取組として、来日直後の留学生を支援する「外国人留学生ウェルカムパッケージ」を実施しました。今後、市内の他の大学等への拡大を目指していきます。

【パッケージ内容】

(1) 「ウェルカム 京都パッケージ」の配布

京都市生活ガイドをはじめ、来日直後の留学生に必要な情報をエコバックに詰め、「ウェルカム 京都パッケージ」として配布します。

配布内容 京都市生活ガイド、京歩きマップ、市バス観光マップ「バスなび」
京都市避難所 / 広域避難場所Map、国民健康保険の手引き ほか

(2) ウェルカム・ガイダンスの開催及び相談窓口の開設

来日直後に行う区役所・支所での手続きや金融機関の口座開設、携帯電話の契約など手続きのほか、留学生支援施策、ゴミの減量・分別・リサイクル、緊急通報について京都市職員が説明します。ガイダンス終了後には、京都市職員と国際交流協会行政通訳相談員による新入留学生のための相談窓口を開設します。

(3) 区役所・支所への手続きツアーの実施

京都大学の学生（現役留学生を含む）チューターが、交通機関の利用案内も兼ねて新入留学生を区役所・支所まで引率し、住民登録及び国民健康保険・年金加入手続きのサポートを行います。

(4) 京都市国際交流会館「外国人歓迎会」の案内

⑬ 「市民応対向上を目指す職員グループ」の活動の活性化など職員力の向上

職員力を向上させるためには、時代の変化を的確に捉え、前例踏襲主義、縦割り意識を排除し、自ら市政を改革・創造するという意識を持って職務に取り組むことが必要です。

本検討を行うに当たって実施した「市民応対向上を目指す職員グループ」の意見交換会では、市民サービス向上のために区役所・区政をもっと良くするために何ができるのか様々なアイデアを出し合いました。

このような取組を継続し、前例にとらわれず、改革・創造の意識を持って、たゆむことなく市民サービスの向上に取り組むことにより、職員力の向上に努めます。

区民が気軽に立ち寄れる居心地のよい区役所づくり

㊸ 西京区役所の総合庁舎化の検討

本市では、保健、福祉など市民生活に密着した要望や地域課題の解決に向けて、それぞれの地域のニーズや実情を踏まえ、総合的に市民サービスの向上を図るため、市民に最も身近な行政機関である区役所の総合庁舎化を順次進めてきました。

「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画にも記載している、「区役所の総合庁舎化の推進」の取組については、西京区役所の総合庁舎化を残すのみとなっており、実現に向けて検討を進めます。

㊹ 区役所・支所庁舎のリニューアル・リフレッシュ化等の検討

本市では、平成27年3月に「京都市公共施設マネジメント基本計画」を策定し、公共施設の効率的かつ効果的な維持管理による長寿命化や施設保有量の最適化を図ることで、最適に維持管理し、資産として有効活用を図る取組を全庁的に進めています。

竣工から相当年数が経過し、老朽化が進行している区役所庁舎については、防災対策、環境配慮・低炭素化など、多様な社会的ニーズを踏まえながら、公共施設マネジメントの観点から施設の適正規模や他の公共施設との複合化等を含めて、効率的・効果的で計画的なリニューアル・リフレッシュ化に向けた検討を進めます。

また、例えば、上下水道局営業所の再編等に伴うお客様サービスの充実検討や産業観光局農業振興センターの総合行政化の検討等に合わせて、区役所・支所庁舎内への配置など、更なる区役所・支所庁舎の活用を図ります。

(4) ICT（情報通信技術）等を活用したスマートな区役所

(区役所像4)

ICTの活用による窓口サービスの向上・業務の効率化

②⑥ マイナンバー制度の導入等を契機とした窓口サービス向上と業務の効率化

マイナンバー制度の導入、戸籍事務のコンピュータ化など、区役所の窓口業務に係る環境が大きく変化してきています。これらの変化に的確に対応し、より効率的で満足度の高い窓口業務の実現に向けた改革を進めていくことが必要となっています。

このため、各種証明書のコンビニ交付の早期実施やワンストップ窓口をはじめとした窓口業務の改革の検討など、窓口サービスの向上と業務の効率化に向けた取組を進めます。

②⑦ マイナポータルの活用方策の検討

マイナンバー制度のシステムを活用して、平成29年1月から「マイナポータル（情報提供等記録開示システム）」が開設される予定です。マイナポータルの活用については、自治体だけでなく民間サービスにおいてもこれから様々な検討がされる予定であり、これらの動向を把握しながら、区政におけるマイナポータルの活用方策を検討します。

トピック③：マイナポータル

マイナポータル（情報提供等記録開示システム）とは、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備するもので、平成29年1月の開設が予定されています。

例えば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定です。また、引越しなどの際の官民横断的な手続のワンストップ化や納税などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービスも検討されています。

なお、マイナポータルを利用する際は、なりすましの防止等、情報セキュリティに十分に配慮する必要があることから、個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書によりログインすることとしています。

(資料)総務省ホームページをもとに京都市作成

②⑧ 限られた人的資源及び財源の有効活用

区役所・支所で行っている業務について、より効率的な執行体制を確立し、生み出された人的資源や財源を、今後の区役所機能を充実していく上で必要となる部分の強化に充てていくことが必要です。

このため、現在の組織・業務を再点検し、ICTの活用等による効果的で効率的なサービス提供を進めるとともに、法定事務や全市一律で行われる業務の所管組織の見直しや業務の統合、集約化、拠点化などによる人材の効率的活用と業務の専門性の向上策を検討します。

ICTの活用による区民等とのコミュニケーションの充実

②9 ICTを活用した区民等との双方向でのコミュニケーションの充実

スマートフォンやタブレット端末, Wi-Fiなどの通信インフラの整備が進んでいます。これらの環境変化に対して、各区では、従来の広報紙やホームページによる情報発信では、情報が伝わりにくかった層に対する情報周知の手段としてSNSの活用を進めています。

今後も、様々なICTを活用した効果的な情報発信等を適切に行えるように活用ノウハウを共有するとともに、職員の情報活用能力の向上に取り組み、ICTを活用した区民等への情報発信を充実します。更に、webアンケートなど広聴面におけるICTの活用も進め、区民等との双方向でのコミュニケーションの充実に取り組みます。



▲コミュニティラジオ（北区）
（京都三条ラジオカフェによる北区防災訓練での生放送の様子）

ICTの活用に当たっては、ICTに不慣れな方に配慮した複数の情報発信手段の確保や多言語による情報発信に努めるなど、高齢者や外国人など全ての方に優しいものとなるよう留意します。

③0 各区の基本データや独自改善事例等の一覧をHPに記載するなど積極的な情報発信

各区役所・支所で取組を進めている市民応対向上を目指す職員グループの活動をホームページにアップするなど、サービス向上に関する取組を積極的に発信することで、各区役所・支所の先進的な取組を区民及び区役所・支所間で共有し、各グループの活動を更に活性化させ、市民サービス全体の底上げを図ります。

また、例えば、地域情報等の受発信や市民サービス向上に資する区民等向けのアプリケーションの開発・運用により、ICTを活用した情報発信の充実に取り組みます。



▲上京の歴史を映した時代歩きを楽しむことのできるアプリケーション（上京区）

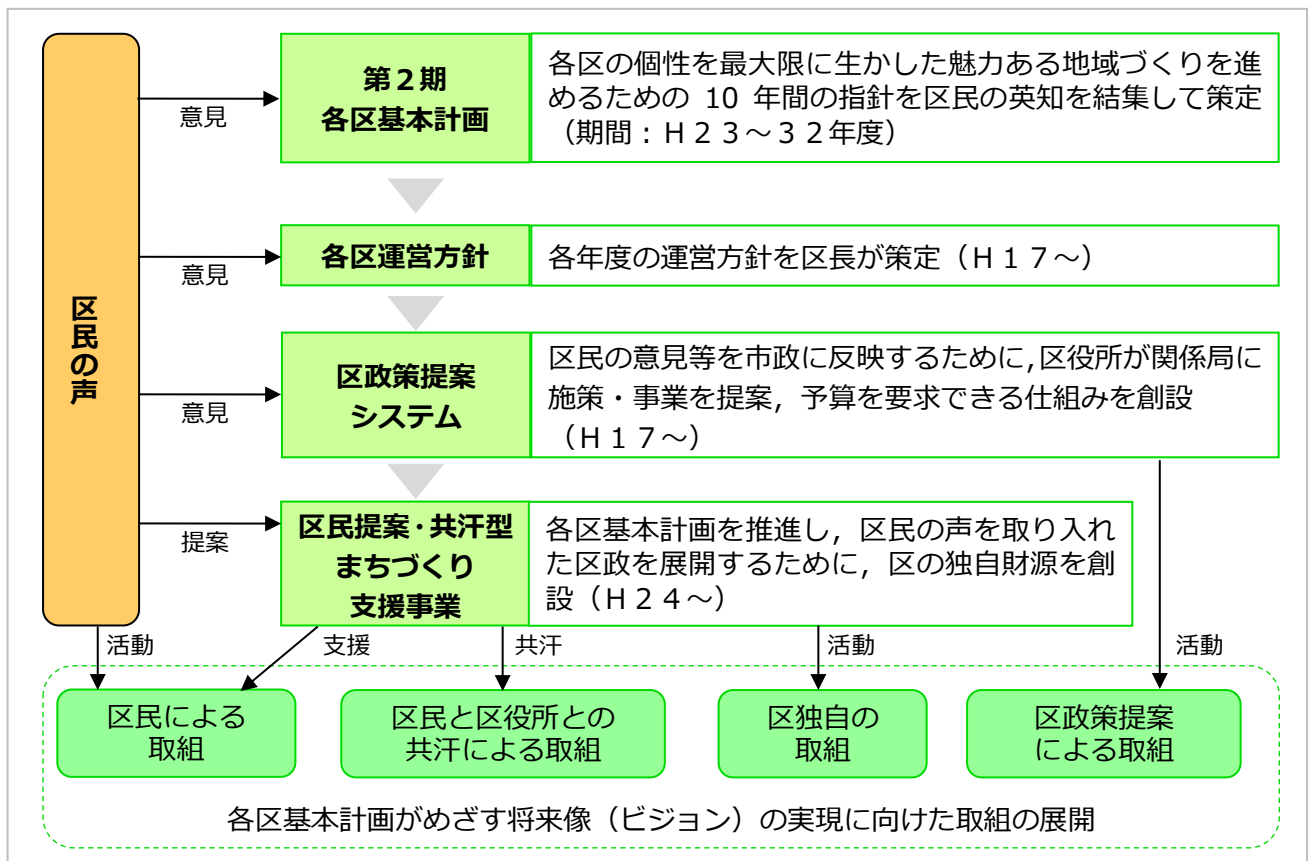
参考資料 1 近年の区政改革の取組

「京都市行政区制度検討調査会」による報告¹（平成16年3月）を受けて、本市では「区政改革に向けた今後の取組」（平成16年4月）を策定し、様々な区政改革の取組²を進めてきており、多くの取組項目において、当初の想定以上に進化した取組を実施しています。以下に、主な取組を示します。

①各区基本計画の推進と区民の声を市政に反映するためのシステムの構築

各区基本計画を推進するとともに、区運営方針や予算編成等の過程において、区民まちづくり会議などを通じて行政課題を的確に把握し、各区役所が関係局に対し施策・事業提案を行うなどの仕組み「区政策提案予算システム」や区独自の事業予算「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」の導入など、区民の声を市政に反映するためのシステムの構築に取り組んでいます。

<各区基本計画の推進と区民の声を市政に反映するためのシステム>



¹ 市民・学識者の参画により、総合的・中長期的視点から行政区及び区役所の将来像について検討するため、「京都市行政区制度検討調査会」を平成14年10月に設置し、「これからの区行政を実現するための制度・仕組み」等について報告を受けた。

² 計画に掲げた32項目のうち、31項目について実施済み。残りの1項目「区役所・支所の親しみやすい呼称」についても、市民公募を実施し、引き続き「区役所・支所」の名称を使用することとなった。

◇第2期各区基本計画の策定

平成23年度から32年度までを計画期間とする第2期各区基本計画を、全区において策定しました。この各区基本計画は、自治会・町内会や各種団体の方々に構成する住民円卓会議の開催などを通じて、区民の英知を結集し策定したもので、各区の個性を最大限に生かした魅力ある地域づくりを進めるための指針となっています。

◇区民まちづくり会議の設置

第2期各区基本計画を、区民・地域自治組織・NPO・事業者・大学・行政等の共汗・協働により推進し、各区ならではの地域力を活かしたまちづくりを実現するため、「区民まちづくり会議」を設置しています。同会議では、各区基本計画に基づく取組の実施計画及び進捗管理、「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」の展開などについて協議しています。



▲山科区民まちづくり会議（山科区）

◇区政策提案予算システムの創設

平成16年度までの予算編成では、区の視点からの意見等を予算に反映する仕組みが明確になっていませんでした。そこで、区役所が区民の意見等を適切に市政に反映するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな施策、事業を推進するため「区政策提案予算システム」を平成17年度の予算編成から創設しました。

その結果、区のまちづくりについて区民や職員が自由に語り合う場が出されたアイデアが、事業に結びつく例も多くみられるようになりました。

◇区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算の創設

地域課題の解決や「自分たちのまちは、自分たちでつくっていく。」という地域のまちづくりを、区長・担当区長を先頭に、区役所が柔軟かつスピーディにしっかりと支えていく協働の仕組みづくりとして、「区民の提案」と「共に汗する共汗型」のまちづくりを支援するための「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」を平成24年度に創設しました。

平成25年度からは、「だいすきっ！京都。寄付金」の応援メニュー（文化、景観、環境）に「地域振興」を加え、応援する区を指定して寄付ができるようにしました。この寄付金は、区の独自財源として、「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」などに活用しています。

＜区民提案・共汗型まちづくり支援事業の概要＞

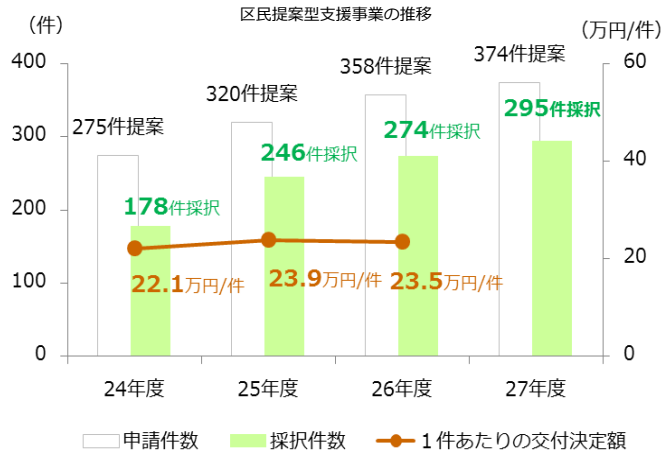
区民提案型 支援事業	各区基本計画の実現に向けて、区民が自発的、自主的に企画、運営する事業を募集し、まちづくり支援事業審査委員会等の選考により採択し、経費の一部を補助する「区民提案型支援事業」を各区が創設
共汗型事業	各区基本計画の実現や地域課題の解決に向けて、幅広い区民が参画する区民まちづくり会議における議論等を踏まえ、区民と区役所が共汗して取り組む区民ぐるみの事業を「共汗型事業」として実施

トピック④：区民提案・共汗型まちづくり支援事業の総括

「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」は、平成 24 年度に創設して以来、4 年目を迎えました。

「共汗型事業」については、3 年間で 409 もの事業が実施され、安心安全の取組をはじめ、福祉・子育て・防災などの地域課題について、スピーディに対応するために、幅広い区民等との共汗によるまちづくりが進められました。

また、区民が自発的、自主的に事業提案を行う「区民提案型支援事業」については、提案件数は毎年増加しており、この事業を契機とした、区民主体のまちづくり活動は活性化していると考えられます。



(※) 27年度は 1 1 月末時点の数値 (提案件数及び採択件数のみ)

「約 4 倍の事業効果！」費用対効果が非常に高い事業です。

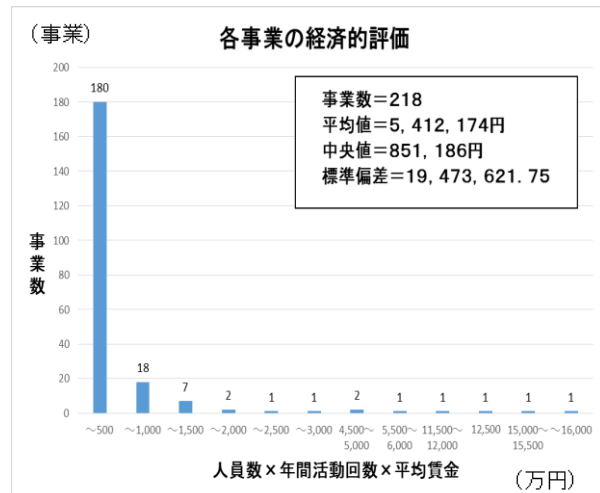
補助金の費用対効果を客観的に検証するため、立木茂雄同志社大学教授（社会学専門，地域コミュニティ活性化審議会会長）に分析を依頼したところ、「費用対効果の非常に高い事業である。」との結果を受けました。

立木茂雄教授（同志社大学）

本事業の成果を経済的に評価するため、3 年間の間に交付を受けた団体に対して、調査を行い、総採択件数 698 件のうち、220 件から回答を得ました（回収率は 31.5%）。団体ごとの活動人員数を見ると、1 団体につき 15 人（中央値）がかかわっており、1 年間の活動回数総計は 29 回（中央値）でした。

もし、本事業で活動してくれた人を雇用した場合、どれほどの費用が必要になるのでしょうか。各団体の人員数、各団体の年間活動回数及び京都市の平均賃金 1,838 円の積を求めた結果、事業 1 件あたり必要となる費用は 851,186 円（中央値）でした。実際に交付された金額を見ると、3 年間の採択件数が 698 件、総交付額が 162,605 千円、1 件につき 232,958 円（平均値）になります。

つまり、事業ごとに見ると、約 85 万円かかる事業を約 23 万円で行えた計算になります。以上から、本事業は費用対効果が非常に高い事業であり、継続して行うことで誰もが暮らしやすいまちをつくるための有効な手段になります。



②区の独自性を発揮し、総合性の強化を図る組織づくり

区役所・支所が個性と魅力ある地域づくりの拠点として、区民の思いに応え、独自性を発揮する取組を推進するとともに、区役所の機能・権限を拡充し、総合性を強化する仕組みの構築に取り組んでいます。

◇地域力推進室の設置

「自分たちのまちは自分たちでつくっていく。」という自治意識の高さに代表される京都ならではの「地域力」を活かし、地域コミュニティの活性化をはじめとするまちづくりを、区役所・支所が迅速かつ着実に支え、様々な区民のニーズに応じていくため、平成24年度に「総務課」及び「まちづくり推進課」を統合した「地域力推進室」を設置し、より機動的で柔軟な対応を図っています。

また、自主防災組織との連携強化など地域に密着した防災の取組を展開していくため、同室に「地域防災係長」を設置し、地域の防災拠点である区役所・支所の機能をより一層高めました。

＜地域力推進室設置までの流れ＞

業務	平成15年度まで	平成16年4月	平成24年4月
総務	企画総務課	総務課	地域力推進室 総務・防災担当 まちづくり推進担当
防災			
企画	まちづくり推進課		
地域振興		地域振興課	

◇区行政推進会議と区役所経営会議の設置

平成17年4月に「京都市区行政の総合的な推進に関する規則」を施行し、区行政推進会議や区役所経営会議の設置等を規定しました。

「区行政推進会議」は、区長・担当区長、副区長（地域力推進室長、福祉部長、保健部長）、区内に立地する事業所（土木事務所、まち美化事務所等）の長、学校関係者や国・府の機関関係者などが出席し、総合的な区行政の推進を図るための連携・調整を図っています。

また、「区役所経営会議」は、区長・担当区長、副区長（地域力推進室長、福祉部長、保健部長）、課長等の職場の長が出席し、定例的に、区政の重要事項について協議しています。

トピック⑤：区の独自性を発揮し、総合性の強化を図っている取組事例

(1) 独自性の発揮

深草支所地域力推進室大岩街道周辺地域環境整備担当

伏見区深草の「大岩街道周辺地域」は、かつて行われていた大規模な野外焼却は沈静化したものの、今なお、無秩序な土地利用による環境問題が残っています。

そのため、平成19年度から、大岩街道周辺地域の良い環境づくりを一層着実に推進するため、地域事情に精通した深草支所に大岩街道周辺地域環境整備課（現地域力推進室大岩街道周辺地域環境整備担当）を設置しました。

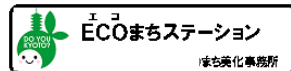
現在、平成22年3月に策定した、「大岩街道周辺地域の良い環境づくりに向けたまちづくりの方針」に基づき、稲荷山を背景とした豊かな地域環境の保全・再生を図り、安心して暮らせるまちを実現するため、関係各局と連携して、地域・住民主体のまちづくりを力強く支援する取組を推進しています。



▲「深草トレイルー斉清掃ウォーク」における住民との交流（伏見区深草支所）

(2) 総合性の強化

エコまちステーション



平成22年4月から「エコまちステーション」を区役所・支所に開設し、総合的な環境行政を展開しています。

最も身近な区役所・支所を拠点として、地域における自主的な清掃活動、使用済みてんぷら油、古紙などのコミュニティ回収等のごみ減量・リサイクル活動への支援、ごみの分別に関する相談、地球温暖化対策の普及啓発等、市民の皆様との共汗の輪を広げる取組を推進しています。

福祉・就労支援コーナー

本市と京都労働局が連携し、「福祉・就労支援コーナー」を、区役所・支所に平成24年度から順次開設しています。（※）

「福祉・就労支援コーナー」には、ハローワークの「就職支援ナビゲーター」を配置し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立相談支援事業利用者を対象に、職業相談や紹介、求人情報端末による情報提供、職業訓練の受講相談等によるきめ細やかな就労支援を生活支援と一体的に実施しています。

（※）平成27年11月時点で上京区役所・東山区役所を除く全区役所・支所に設置済み。

③区民の目線に立ったサービス改革のための取組

区民の目線に立ったサービスを行うため、昼休み窓口や日曜臨時開所などの窓口サービスの充実に取り組むとともに、区役所・支所の職員自らがサービス向上に向けて取組を検討・実践するなど、市民サービスの向上に取り組んでいます。

◇窓口サービスの充実（昼休み窓口、日曜臨時開所など）

平成16年6月から区役所・支所全課で昼休み時間帯の窓口業務を実施し、平成24年3月からは、繁忙期における市民窓口課の日曜臨時開所を実施しています。ターミナル証明書発行コーナーについては、平成15年10月から土曜開所を実施し、平成22年4月から日曜開所も実施しています。

また、平成14年6月から区役所・支所に窓口フロア・サービス員を配置しています。

<区役所・支所・出張所・証明書発行コーナーの開庁時間の拡大>

	月～金曜日	土曜日	日曜日
区役所・支所	8:30～17:00		3月下旬～4月上旬の間の9:00～12:00で、臨時開所を実施（※）
出張所	8:30～17:00		
市役所証明書発行コーナー	8:45～17:00		
ターミナル証明書発行コーナー（地下鉄四条駅・竹田駅・山科駅・北大路駅、阪急桂駅）	8:30～19:00	8:30～17:00 [平成15年10月から]	8:30～17:00 [平成22年4月から]
西院・向島・嵯峨・岩倉証明書発行コーナー	8:30～17:00		

（※）平成22年からの試行実施を踏まえ、転入・転出に係る手続き及び証明書発行等の市民ニーズが高い市民窓口課業務について、平成24年から本格実施

◇市民サービス向上の取組

各区役所・支所において、窓口対応等の更なる向上を目指して、若手職員等で構成する市民応対向上を目指すプロジェクトチームを立ち上げ、庁舎案内表示板の改善取組や傘の無料貸出サービスの実施など、様々な市民サービス向上策を検討のうえ実践しています。



▲傘の無料貸出しサービス(左京区)



▲庁舎案内表示板の改善取組(東山区)

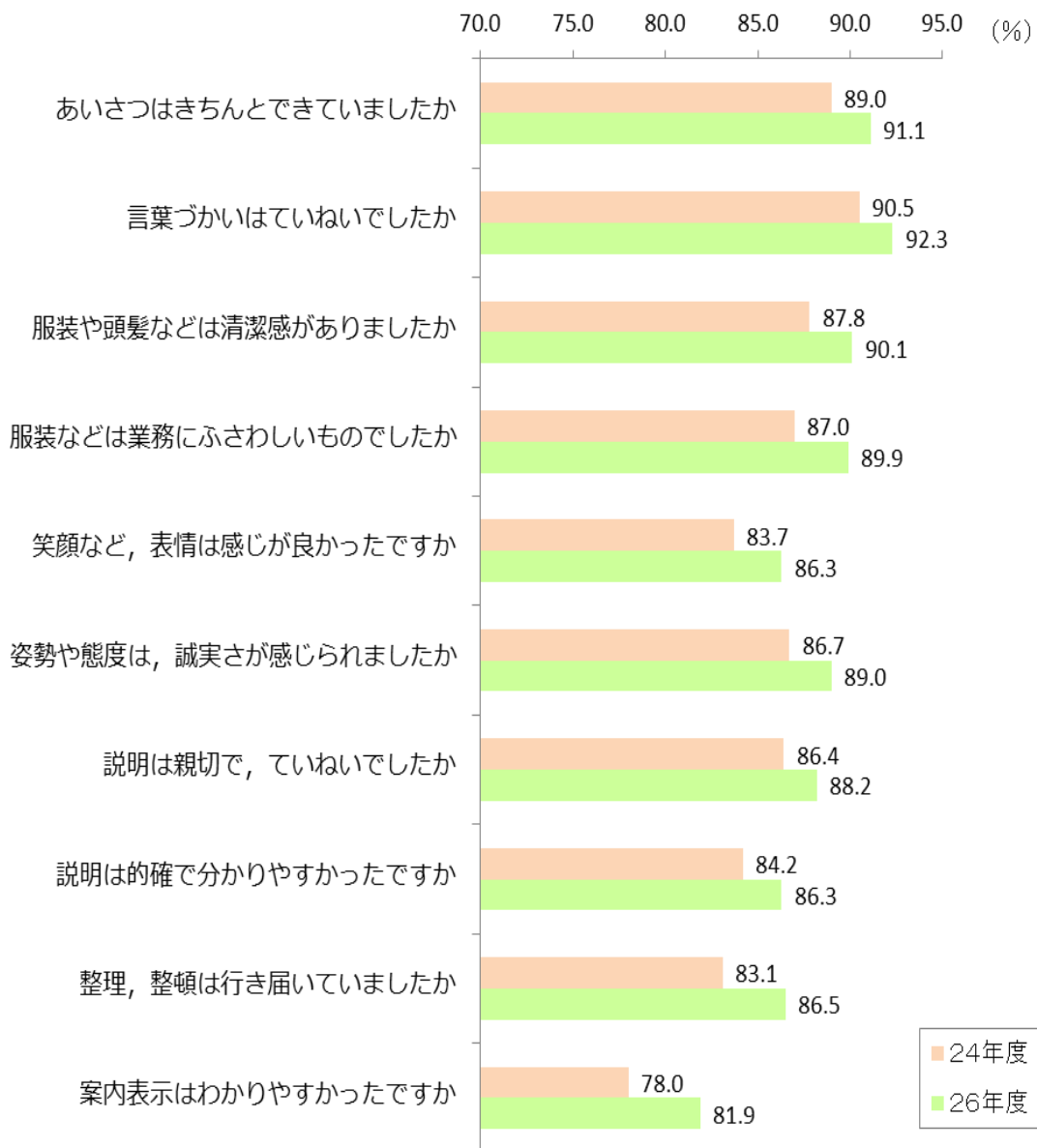
トピック⑥：窓口サービス評価・実践制度の結果

本市では、区役所・支所等の不特定の市民等の一定数（おおむね月平均 100 人）以上の来庁がある職場において、隔年で来庁者へのアンケートを実施しています。

アンケートにおいては、下記の10項目について3段階（満足・不満・どちらでもない）で評価をしていただいています。

その結果、平成26年度の調査結果は、全ての項目で「満足」の割合が8割を超えており、また、いずれの項目においても平成24年度に比べて「満足」の割合が上昇しています。

アンケートにおける「満足」の割合



④行財政運営の一層の効率化に向けた業務、組織の見直し

行財政運営の一層の効率化に向けて、平成22年度から保健所を1箇所（京都市保健所）に集約し、各区役所に保健センターを設置しました。

その他、電話交換業務の集約、総務事務センターの設置に伴う市民窓口課会計担当の廃止、子ども手当等業務や薬事法等に関する事務の保健福祉局への集約など、市民サービスが低下しないよう留意しながら、事務の効率化に取り組んでいます。

◇市税事務所への税務事務の集約

税務職員の人材育成と専門性の維持・向上を組織的かつ継続的に図ることのできる体制を構築するとともに、税務事務の集約化等更なる効率的な執行体制を確立するため、平成26年11月に「市税事務所」を設置し、従来、区役所・支所で行っていた個人市民税（普通徴収）課税業務を、平成27年5月からは固定資産税（土地・家屋）の課税業務を、市税事務所において行っています。

また、平成27年4月から区役所・支所内に「税務センター」を設置し、これまで納税課で行っていた納税相談に加え、住宅用家屋証明等の発行等の業務を行っています。

⑤新しい区役所を実現するための改革の推進

「区政改革に向けた今後の取組」（平成16年4月）や、「はばたけ未来へ！京プラン」（平成22年12月）に掲げる区役所関連項目などに基づいて、次のような取組を実施しました。

◇まちづくりアドバイザーの配置

区役所・支所において、職員とともにまちづくりに関わる事業を推進するほか、地域の課題解決のため、地域の方々の活動をサポートするまちづくりの専門家として、「まちづくりアドバイザー」を平成18年度に3名配置し、順次増員を行い、平成23年度からは、各区役所・支所に1名（合計14名）を配置しています。



▲まちづくりアドバイザーによるワークショップの進行（下京区）
（地域役員と下京区幹部職員との懇談会）

◇まちづくり等に関する積極的な情報発信・情報提供

各区ホームページによる情報発信の充実に取り組むとともに、フェイスブックやツイッターなどのSNSを活用した情報発信にも取り組んでいます。

例えば上京区役所では、区内で実施されるイベント情報、市民レポーターが取材したイベントレポートや団体訪問記、上京情熱家図鑑、学区情報等を掲載したサイトを運営しています。



▲上京区のお宝たちを発掘し紹介するサイト「カミング」(上京区)

◇区総合庁舎の整備

市民にとって最も身近な行政機関であり、地域のまちづくり活動の拠点でもある区役所・支所では、市民の日常生活に深く関わる広い分野にわたる業務を行っています。区民が気軽に利用でき、地域の様々な課題に対応できる「地域の総合行政機関」を目指して、庁舎の統合・整備に取り組んでいます。

平成21年度に伏見区、平成23年度に左京区、平成26年度に上京区の総合庁舎を整備しました。



▲平成27年1月に供用開始した上京区役所

◇戸籍のコンピュータ化の取組

これまで、紙で管理していた戸籍について、証明書発行の迅速化を図り、管理における安全性を向上させるため、コンピュータによる事務処理への移行を進めています。コンピュータ化により、証明書発行に必要な時間を短縮させるとともに、発行できる箇所が増え、より便利に利用できるようになります。平成25年11月の右京区以降、順次、平成27年10月までに左京区、伏見区、北区、山科区、南区、西京区でコンピュータによる取扱いを開始しています。

なお、平成28年度中に全ての区で取扱いを開始する予定です。

参考資料2 指定都市制度をめぐる動き

平成25年6月、国の第30次地方制度調査会による「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」において、指定都市においては、住民に身近な行政サービスを住民により近い組織において提供することや、住民がより積極的に参加しやすい仕組みについての検討、住民に身近な行政区の役割を強化し、明確にすることについての検討が必要とされました。また、都市内分権により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきと示されました。

このような状況を踏まえ、平成26年に地方自治法が一部改正され、住民自治を強化するための具体策として、これまで規則で定めていた区役所が分掌する事務を条例で定めることとなったことに加え、総合区の設置（詳細は下記「トピック⑦」を参照）が選択できることとなりました。

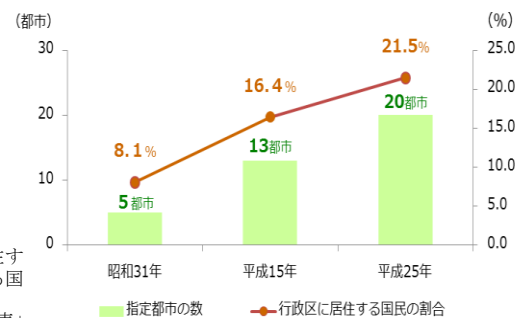
コラム

国民の5人に一人が指定都市に居住！

我が国全体に目を転じると、昭和31年当時は、本市も含め5都市にすぎなかった指定都市も、現在では20都市にまで増え、国民の5人に1人が行政区に居住するなど、区政はより身近な存在となっています。

(注) 行政区に居住する国民には、東京都特別区に居住する国民を含まない。昭和31年の行政区に居住する国民の割合は、昭和30年国勢調査の結果による値
(資料) 総務省、大都市統計協議会「大都市比較統計年表」

<「指定都市の数」と「行政区に居住する人口の割合」の推移>



トピック⑦：「総合区制」に係る本市の考え方

総合区制は、都市内分権により住民自治を強化するための具体策の一つとして、平成26年の地方自治法の改正により平成28年4月から設置することが可能となった制度で、総合区長は任期4年の特別職であり、地域のまちづくりを推進する事務や区民の交流を促進する事務等を直接執行する権限等が与えられます。

本市では、総合区によって可能となるとされる区長権限の強化策等については、既に、地域づくりの拠点としての区役所機能の充実と併せ、実質的に先行して取り組んでいます。平成24年度に創設した京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくりを支援する「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」では、区の特性を発揮できる予算権限を区長は付与され、また、区民、事業者、学生、NPOなどの多様な主体が交流・連携するまちづくりカフェなどが随所で継続的に開催されるなど、区民のまちづくりへの参加の機運が大きく高まり、行動に移されていることなどの状況も踏まえると、制度を導入するメリットはないものと考えています。

加えて、同制度は、各区役所が市の方針と調和しながら、地域課題の解決に向け、それぞれで切磋琢磨する中で都市としての一体的な成長を図るという本市としての基本的な視点とも合致しないと考えています。

このため、本市では、現時点では総合区制を導入する必要はないと考えています。

参考資料3 市民意見募集リーフレット「区役所・区政をもっと良くするために」による御意見・御提案くまとめ

(1) 御意見・御提案いただいた方の概要（性別，年代別）

性別	回答者数
男	151
女	208
不明	16
合計	375

年代別	回答者数
19歳以下	3
20代	10
30代	69
40代	58
50代	37
60代	70
70代	77
80代以上	25
不明	26
合計	375

(2) 主な御意見・御提案

質問1 どのような「新たな区役所像」を望まれますか？

- ・今のままで良い，十分に満足している。
- ・気軽に立ち寄れる区民の居場所
- ・笑顔で応対する。
- ・気軽に相談でき，話を聞きに行ける。
- ・ワンストップで手続きできる。
- ・まずは挑戦する。
- ・市民のコミュニティ広場

質問2 区民の皆様の声を更に区政に反映する方法は？

- ・区長や職員が地域に出向いて声を聴く。
- ・郵送アンケートを実施する。
- ・目安箱を置く（区役所，小学校等）。
- ・スマートフォンから意見を投稿しやすくする。
- ・ツイッターを活用する。
- ・他の区民からの意見（不満・要望等）を知りたい。
- ・区民からの意見に対する区の考えや対応を公表する。

質問3 今の区役所に足りない，又は強化すべき機能は？

[区役所の取組]

- ・区内のイベント情報を集約・提供する。
- ・コンビニと連携したサービスを行う。
- ・区役所内に警察，消防，社会福祉協議会等の出張所を置く。
- ・20代独身者向けのイベントを行う。

[職員]

- ・まずは現場を見に行く。
- ・軽やかで明るい服装
- ・窓口サービスについて，外部から評価を受けたり，民間人の登用

[付帯施設，アクセスなど]

- ・駐車場の台数が少ない。
- ・カフェ，食堂を設置する。
- ・駅からの誘導表示をわかりやすくする。

質問4 サービス向上のための取組は？

- ・窓口の案内表示を分かりやすくする。
- ・1箇所の窓口で用事が済むと助かる。
- ・待ち時間を短縮する。
- ・365日利用できる（土日祝日の開庁）。
- ・どの職員でも同じような対応，わかりやすい説明を行う。

参考資料4 策定に当たっての体制及び経過

(1) 平成26年8月～平成27年7月

- 平成26年8月から、各区役所・支所の区長・担当区長が組織する区長会の下に、「区政の在り方検討部会」を設置し、検討を開始
- 具体的には、11区役所・3支所を3グループに分け①総務、②まちづくり、③サービス・効率化の部会を設置し検討
- 区長会を中心とした「区政の在り方検討部会」における検討については、平成27年7月以降の全庁体制での検討に引継ぎ

<区政の在り方検討部会の概要>

部会	メンバー	検討テーマ
①総務	東山, 山科, 下京, 西京, 伏見	区の独自性を発揮し, 総合性の強化を図る組織づくり
②まちづくり	中京, 南, 洛西, 醍醐	まちづくり・地域コミュニティ活性化に向けた各区基本計画の推進と区民の声を市政に反映するための取組
③サービス・効率化	北, 上京, 左京, 右京, 深草	区民の目線に立ったサービスの改革のための取組及び行財政運営の一層の効率化に向けた業務, 組織の見直し

(2) 平成27年7月～

ア 区政の在り方庁内検討委員会

- 平成27年7月15日に、全庁体制で区行政の総合的な推進を図るために設置している区行政総合推進会議を開催し、当会議の下に、「区政の在り方庁内検討委員会」を設置し全庁体制で検討を開始。また、具体的な検討を深めるため、「地域コミュニティ活性化部会」、「機能・権限部会」、「サービス・効率化部会」の3つの部会を組織
- 同会議において、新川達郎同志社大学大学院教授（総合政策科学研究科）から「今後の区制の在り方について」というテーマで講演いただき課題を共有

イ 市民意見募集リーフレット「区役所・区政をもっと良くするために」 【P5】

- 検討の早い段階から、徹底して市民の意見をお聴きし共有するため、これまでの検討過程でまとめた3つの「新たな区役所像」の案を盛り込んだ市民意見募集リーフレットを作成し、延べ375名の市民から御意見・御提案を聴取

ウ 京都市市政協力委員連絡協議会 代表者会議におけるワークショップの実施 【P6】

エ 京都市若手職員が考える5年後の区役所像 【P6】

オ 有識者（元京都市行政区制度検討調査会委員）に対する意見聴取

- 新川達郎同志社大学大学院教授（総合政策科学研究科）
- 長上深雪龍谷大学教授（社会学部地域福祉学科）

<平成27年7月以降の検討体制の概要>

区行政総合推進会議（※）

（※）区政を主管する副市長を議長とし，区役所等及び局等が，各区に共通する課題について，相互に連携し，情報を共有し，並びに課題を解決するための連絡調整及び協議を行うことにより，区行政の総合的な推進を図るために規則設置

区政の在り方庁内検討委員会

○ 構成委員（33名）

- 【委員長】伏見区長（区長会当番区長）
- 【副委員長】文化市民局長
- 【環境政策局】環境企画部長
- 【行財政局】総務部長，人事部長，財政部長
- 【総合企画局】総合政策室長
- 【文化市民局】共同参画社会推進部長，地域自治推進室長，地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長
- 【産業観光局】産業観光局産業戦略部長
- 【保健福祉局】保健福祉局保健福祉部長
- 【都市計画局】都市計画局都市企画部長
- 【建設局】建設局建設企画部長
- 【各区役所・支所】地域力推進室長（14名）
- 【消防局】総務部長
- 【交通局】企画総務部長
- 【上下水道局】総務部長
- 【教育委員会事務局】総務部長
- 【選挙管理委員会事務局】次長

区長会

市政協力委員代表者会議

各区行政推進会議

各区区民まちづくり会議

各区まちづくりカフェ

など

意見募集リーフレットによる意見聴取等

区政の在り方検討部会

3つの部会を組織。構成メンバー（※）は以下のとおり。

- ① **地域コミュニティ活性化部会（10名）**
 - 【文化市民局】地域自治推進室長，地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長
 - 【保健福祉局】生活福祉部長，保健衛生推進室長
 - 【都市計画局】都市企画部長
 - 【区役所・支所】中京区役所地域力推進室長，左京区役所保健部長，南区役所福祉部長，醍醐支所地域力推進室長
 - 【教育委員会事務局】理事（兼：生涯学習部長）
- ② **機能・権限部会（9名）**
 - 【行財政局】人事部長，財政部長
 - 【総合企画局】総合政策室長
 - 【文化市民局】地域自治推進室長
 - 【保健福祉局】保健福祉部長，生活福祉部長，保健衛生推進室長
 - 【区役所・支所】伏見区役所地域力推進室長，東山区役所地域力推進室長
- ③ **サービス・効率化部会（9名）**
 - 【行財政局】人材育成推進室長，資産活用推進室長，番号制度企画調整室長
 - 【文化市民局】地域自治推進室長
 - 【保健福祉局】保健福祉部長，生活福祉部長，保健衛生推進室長
 - 【区役所・支所】上京区役所地域力推進室長，左京区役所地域力推進室長

京都市若手職員が考える5年後の区役所像

各区・支所等で設置の市民応対向上を目指す職員グループのメンバーが集まり，目標とする区役所像及び市民サービス向上策等を中心に，ワークショップ形式で議論

（※1）必要に応じて，メンバーを追加した。

（※2）_____は，部会長

参考資料5 京都市区行政の総合的な推進に関する規則

(平成17年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、区役所等と局等及び事業所等との間の連絡調整及び協議の円滑化その他の区行政の総合的な推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区役所等 区役所、区役所支所、区役所出張所及び福祉事務所をいう。
- (2) 局等 京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、消防局、交通局、上下水道局、教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局をいう。
- (3) 事業所等 京都市事業所の長等専決規程別表第1に掲げる事業所(福祉事務所を除く。)、消防署、交通局営業所、上下水道局営業所、京都市立学校及び図書館をいう。
- (4) 区長等 区長及び担当区長をいう。

(区行政の基本原則)

第3条 区役所等は、区の所管区域内の地域の個性を生かした魅力あるまちづくりの推進その他の区行政の総合的な推進に、中心的な役割を果たすものとする。

- 2 区長等は、区民の要望、意見及び提案を的確に把握し、区行政に適切に反映させるよう努めるものとする。
- 3 区長等、局等の長(担当局長を含む。以下第6条までにおいて同じ。)及び事業所等の長は、区行政の総合的な推進を図るため、相互に必要な調整を行うものとする。
- 4 区長等、局等の長及び事業所等の長は、相互に必要な情報の提供に努めるとともに、それぞれが所管する事務事業について、相互に協力するものとする。

(区役所等が所管する事務事業に係る協議等)

第4条 区長等は、区役所等が所管する事務事業(局等が所管する事務事業と密接な関係があるものに限る。)の計画を策定し、及び実施するに当たっては、当該区役所等が所管する事務事業に係る局等の長に協議するものとする。当該計画を変更する場合についても、同様とする。

- 2 局等の長は、前項の規定による協議に当たっては、区長等に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めるものとする。前項の事務事業以外の区役所等が所管する事務事業について、区行政の総合化を図るため必要があると認める場合についても、同様とする。

(局等が所管する事務事業に係る協議等)

第5条 局等の長は、当該局等が所管する事務事業(次に掲げるものに限る。)の計画を策定し、及び実施するに当たっては、当該事務事業に関係する区長等に協議するものとする。当該計画を変更する場合についても、同様とする。

- (1) 区基本計画に係る事務事業
 - (2) 公共の用に供する施設の設置、変更及び廃止に関する事務事業
 - (3) その他区役所等が所管する事務事業と密接な関係がある事務事業
- 2 区長等は、前項の規定による協議に当たっては、局等の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めるものとする。前項各号に掲げる事務事業以外の局等が所管する事務事業について、区行政の総合化を図るため必要があると認める場合についても、同様とする。

(局等の長又は事業所等の長への事務事業の実施の要請)

第6条 区長等は、区行政の総合的な推進を図るため必要があると認めるときは、局等の長又は事業所等の長に対し、必要な事務事業を実施するよう要請するものとする。

- 2 局等の長又は事業所等の長は、前項の規定による要請があったときは、当該要請に基づく措置の実現に努めるものとする。
- 3 局等の長又は事業所等の長は、第1項の規定による要請に係る検討の状況及び結果を区長等に報告するものとする。

(区行政総合推進会議)

第7条 区役所等及び局等が、各区に共通する課題について、相互に連携し、情報を共有し、並びに課題を解決するための連絡調整及び協議を行うことにより、区行政の総合的な推進を図るため、区行政総合推進会議(以下「総合推進会議」という。)を置く。

- 2 総合推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 主管副市長
 - (2) 局等の長及び市長が指名する担当局長
 - (3) 区長等
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、主管副市長が必要と認める本市関係職員
- 3 総合推進会議に議長及び副議長を置く。
- 4 議長は主管副市長とし、副議長は文化市民局長及び主管副市長が指名する区長をもって充てる。
- 5 議長は、会務を総理する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、文化市民局長の職にある副議長がその職務を代理する。
- 7 議長は、必要があると認めるときは、第2項各号に掲げる者以外の者を総合推進会議の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 8 総合推進会議の庶務は、文化市民局において行う。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

(区行政推進会議)

第8条 区役所等、局等及び事業所等が、相互に連携し、情報を共有し、並びに横断的な連絡調整及び協議を行うことにより、区行政の総合的な推進を図るため、区ごとに区行政推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 区長等
 - (2) 地域力推進室長、区民部長、福祉部長及び保健部長
 - (3) 福祉事務所長
 - (4) 事業所等の長のうち区長が必要と認めるもの
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める本市関係職員
- 3 推進会議に議長及び副議長を置く。
- 4 議長は区長とし、副議長は区長が定める者をもって充てる。
- 5 議長は、会務を総理する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 議長は、必要があると認めるときは、第2項各号に掲げる者以外の者を推進会議の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

(区役所経営会議)

第9条 区行政の企画及び区役所が所管する事務事業の実施について、相互に連絡し、調整することにより、これらの円滑かつ総合的な推進を図るため、区ごとに区役所経営会議(以下「経営会議」という。)を置く。

- 2 経営会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 区長等
 - (2) 地域力推進室長、区民部長、福祉部長及び保健部長
 - (3) 福祉事務所長
 - (4) 区役所等の課長及び副室長
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める区役所等の職員
- 3 経営会議に議長及び副議長を置く。
- 4 議長は区長とし、副議長は区長が定める者をもって充てる。
- 5 議長は、会務を総理する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、経営会議に関し必要な事項は、議長が定める。
- 8 議長は、必要があると認めるときは、区役所支所に区役所支所経営会議を置くことができる。
- 9 区役所支所経営会議に関し必要な事項は、担当区長が定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

参考資料6 本市における「区政の在り方」検討と区役所機能の変遷

	区役所機能
昭和～平成 初期	<p>◆窓口業務（戸籍、住基、税、国保等）が主流</p> <p>◆市政と市民を結ぶパイプ役としての機能を追加</p> <p>○昭和41年に「区民相談室」が設置され、区役所が区民の要望等を把握するための窓口として明確に位置づけ</p> <p>○昭和40年代を中心に、区長専決事項の追加が行われ、区長と住民との関係が強化</p> <p>○昭和48年に事務分掌規則が改正され、区長の連絡調整機能が強化</p>
	<p>「京都市区政論」を検討（昭和48年～54年）</p> <p>・区政の位置づけ・機能を明らかにし、今後の「あるべき区政の姿」を検討するため、2名の有識者に調査・研究を依頼し取りまとめ</p>
平成初期頃 ～	<p>◆地域の総合行政機関として区役所で区民要望の大抵のことが処理できる総合行政機関を目指して、福祉と保健の組織統合による機能強化</p> <p>◆区役所業務のオンライン化による市民サービスの向上</p> <p>○平成9年4月に福祉事務所を区役所組織に統合</p> <p>○平成10年4月に保健所（平成22年度から保健センター）を区役所組織に統合</p> <p>○住民基本台帳事務に続き、順次、印鑑登録事務、税務、国保事務のオンライン化による市民サービスの向上及び業務の効率化</p>
平成10年 代頃～	<p>◆企画調整機能の充実</p> <p>◆地域のまちづくりの拠点としての機能充実</p> <p>○平成10年に、初めての区独自予算として個性あふれる区づくり推進事業を創設</p> <p>○平成13年1月に区民参加による最初の各区基本計画を策定</p> <p>○平成14年6月に窓口フロアサービス員を配置</p>
	<p>「京都市における行政区制度のあり方」の検討（平成14年10月～16年3月）</p> <p>・市民・学識者の参画により、総合的・中長期的な視点から行政区及び区役所の将来像を検討するため、「京都市行政区制度検討調査会」を設置し検討</p> <p>・行政区の適正規模・区域の再編に係る考え方（詳細はP9「トピック②」を参照）、これからの区行政を実現するための制度・仕組み及び区役所の機能、サービスの在り方に係る実現方策を取りまとめ</p>
	<p>「区政改革に向けた今後の取組」を策定（平成16年4月）</p> <p>・「京都市行政区制度検討調査会」の報告を踏まえて策定</p> <p>・区政改革の基本的な考え方とそれに基づく32項目の取組を掲出</p>
	<p>○平成16年4月に「総務課」及び「まちづくり推進課」を設置</p> <p>○平成16年6月に「区政改革に向けた今後の取組」に掲げる取組を推進し、併せて進捗状況等を一元的に把握・評価するため「区政改革推進委員会」を設置</p> <p>○平成16年6月に区役所・支所全課で昼休み時間帯の窓口業務を実施</p> <p>○平成16年7月に「区政策提案予算システム」を導入（平成17年度予算編成から実施）</p> <p>○平成17年4月1日に旧京北町全域を右京区に編入</p>

	区役所機能
平成10年代頃～ (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成17年4月に「京都市区行政の総合的な推進に関する規則」を施行（「区行政推進会議」や「区役所経営会議」の設置等を規定） ○平成17年5月に「区運営方針」を初めて策定・公表 ○平成18年4月に、区役所関連予算の一元化、枠配分として新たに「区政費」を設置（各区が実情に応じて独自の取組を企画，実施する裁量の幅を拡大） ○平成18年4月に「まちづくりアドバイザー」を配置（3名） ○平成18年10月に「区役所に関する課題検討プロジェクトチーム」を設置 ○平成18年10月に「区役所関係課調整会議」を開催 ○平成19年4月に区役所・支所（出張所を除く）の市民窓口課・福祉介護課・保険年金課の3課で，第1・第3木曜日午後7時までの開庁時間延長を実施 ○平成19年4月に「まちづくりアドバイザー」を増員（3名→6名） ○平成19年7月に区役所に共通する課題の解消や局と区役所との連絡調整を強化し，区行政の総合的な推進を一層図るために「区行政総合推進会議」を設置
平成20年代頃～	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域コミュニティ活性化等を推進するための機能強化 ◆システム化の進展等を背景に，時代に対応した組織・業務の集約化 ○平成20年11月に「京都市地域コミュニティ活性化に関する懇話会」を設置 ○平成21年4月に「まちづくりアドバイザー」を増員（6名→11名） ○平成22年3月に区役所・支所（出張所を除く）の市民窓口課・保険年金課で3月～4月の繁忙期に日曜臨時開所（午前9時から正午）を試行実施（第1・第3木曜日午後7時までの開庁時間延長は終了） ○平成22年4月にターミナル証明書発行コーナー（地下鉄四条駅・竹田駅・山科駅・北大路駅，阪急桂駅）の日曜開所を実施 ○平成22年8月に「京都市地域コミュニティ活性化検討委員会」を設置 ○平成23年1月に区民の英知を結集し，各区の個性を最大限に生かした魅力ある地域づくりを進めるための指針となる「第2期基本計画」を各区で策定 ○平成23年4月に「まちづくりアドバイザー」を増員（11名→14名）（全区役所・支所配置完了） ○平成23年12月に「京都市地域コミュニティ活性化推進審議会」を設置 ○平成24年3月に区役所・支所（出張所を除く）の市民窓口課のみを開所する形態で3月～4月の繁忙期に日曜臨時開所（午前9時から正午）を本格実施 ○平成24年4月に京都ならではの地域力を活かした参加と協働によるまちづくりを推進するため「地域力推進室」を設置 ○平成24年4月に防災活動拠点の機能を高めるため「地域防災係長」を配置 ○平成24年4月に「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」を創設 ○平成24年4月に「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を施行 ○平成24年10月に区役所・支所のあり方に関して，区長・担当区長，地域力推進室長と文化市民局による検討プロジェクトを設置 ○平成25年4月に「だいすきっ！京都。寄付金」の応援メニューに「地域振興」を追加 ○平成25年11月に右京区で戸籍のコンピュータ化の取扱開始 ○平成26年8月に「区政の在り方」検討について，区長会に「区政の在り方検討部会」を設置 ○平成26年10月に左京区・伏見区で戸籍のコンピュータ化の取扱開始 ○平成26年11月に個人市民税の賦課業務を集約 ○平成27年5月に固定資産税の賦課業務を集約 ○平成27年7月に北区・西京区で戸籍のコンピュータ化の取扱開始 ○平成27年9月に山科区・南区で戸籍のコンピュータ化の取扱開始 ○平成27年10月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」施行

